島 わ 初 めて韓国の は 思って 11 、大統領が、韓国 国は現在も事実上支配 入 2 たと 11 · う。 竹島 が してい ることでテコ 領土であることは自 でも 譲 る気気 明 で ある 配

見える の不法なことは言うまでもない そもそも他人 のは、・ 何と言っても不当であ 0 領土に のこのこ出 が 、それ かけ て自 が 竹島 分 に \mathcal{O} 関 土地だと L ては V まかり通っ 2 て家を建 て て いるか た にりす のごとく

問の際 心を持 長をして っている。 いた 竹島を目の前にした鳥取県を選挙区と 竹島問題を持ち出 かつて、 現在も全国まき網漁業協会の会長を 自民党の広報副委員長として韓国を訪 し、先方のアジア局長を含めて、 Щ 陰漁業対策自民党国 7 VI るの 議論をしたことが で、 ね、 竹島 崔国務総理に [会議員: の問 題は あ 連 0 表 敬 関 訪

も突然のことなので、 見解を伝えるものでは 子平となっていた。そんな地図を彼が作っていたことは聞いたこともなかっ を見よという。それには竹島は韓国 アジア局長は具体的な過去の事例を述べて、竹島が韓国のものであることを力説 当時は当然それに反論を加えて 取り敢えず、 ない 、と反論しておいた。 林子平は民間 いたが の一部となっていたが、 先方は急に一枚の古地図を持ち の学者で、 監修者は日本の幕末の学者林 彼の意見はとても政 たし、 出して、 何 \mathcal{O} これ 公式 より てい

であ の多いところだけに、影響するところ極めて大であると、 海里の主張でさえ不当と思っているのに、 を持ち出 昭和五十二年、 った。 したのは、丁度その一ヶ月位前に、沿岸三海里が十二海里に変更、韓国 今から三十五年前のことである。 それを又、十二海里に拡張するとは、 私が、 漁民が強く反撥をして 崔国務総理との 会見に 漁業資源 1 $\overset{\sim}{\smile}$ の沿岸三 た \mathcal{O} カコ こと

るとして、 竹島 々な事実のあることを承 の領有問題につい 実効支配となるような事実を積み重ねて来てい ては、 知 少なくとも徳川 して いるが、 とにかく韓国がか 時代 から、 日本 るの の李承晩 であ の領土であることを立 る。 ライ ン \mathcal{O} 内 側 す

判所 した。 するが 現在に至るまでの両国政府 の規定に妨げられ 関係国の了 国際司法裁判所に提訴すべし、としたことは過去にもあったが、 解な しには訴訟問題として採り上げることは ていた。昭和二十九年のことであっ の応酬に 9 いては、 細 か いことは た。 にわからな できないと 1 いう 韓 国際 国 側 が で 司 拒否 法 は

の後も ないが、 その真意 国際委司法裁 国際司法裁判所の提訴について同じような努力をし 今回、政府は韓国大使の一 は、 假 が 韓国側は司法 公伝えて 自 判所 己 \mathcal{O} 主張 いる。 の場に竹島 に の場では勝ち味はな もっと早く、 9 11 、て絶対 の領有権問題を取り上げ 時帰国と併せて国際司 に 自信 · つ、 何べん を持 い と思 って でも提訴 0 11 法裁 られ 7 る 7 いるの $\tilde{\mathcal{O}}$ V 判所 るとい なら、 ることを忌避 すべきだ への提訴 カコ うことは 何 と思わ 故 ったと思う。 を行 玉 いざるを 7 うこ 司 法

ない。国の威信にかけてとことん自己の主張を明らかにして争うべきものであると思うが、 領土問題は経済的な損得の観点からのみ取り扱うべきものではないことは言うを待たの場を避けようとするのか。全く理解し難い。

如 何。